

資料提供
滋賀労働局発表 平成26年4月9日

担	滋賀労働局職業安定部職業安定課
当	課長 林 行 宏 課長補佐 間 塚 恒 夫 電話 077-526-8609

草津公共職業安定所における日雇労働被保険者手帳の誤交付について

滋賀労働局（局長 野田 律）は、草津公共職業安定所（所長 宮本 善彦）における個人情報を含む日雇労働被保険者手帳の誤交付について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

草津公共職業安定所（以下「草津所」という。）において、日雇労働求職者給付金を支給した際、Aさんに手交すべき日雇労働被保険者手帳（以下「手帳」という。）を誤ってBさんに手交するという誤交付事案が発生した。

※手帳には、本人の顔写真の他、氏名、性別、生年月日、住所が記載されている。

2 事実経過

- (1) 平成26年3月17日（月）、草津所の支給担当者は、Aさんが支給窓口に来られたとき、手帳の保管箱にAさんの手帳がなく、一つ前のBさんの手帳が残っていることに気付いた。
- (2) 支給担当者は、Aさんに対し、事実を確認して手帳を返却する旨を伝え、了解を得、一旦帰宅いただいた。
- (3) 同日、草津所職員がBさんに連絡したところ、Aさんの手帳を持っているとの返答があったので、誤交付が判明した。
- (4) 同日、草津所に来所したBさんに対し、支給担当者は、経過を説明して謝罪し、Aさんの手帳を回収するとともにBさんの手帳を手交した。
- (5) 同年3月18日（火）、草津所に来所したAさんに対し、雇用保険課長及び支給担当者は、経過等を説明して謝罪し、了解を得、Aさんの手帳を手交した。

3 再発防止策

- (1) 草津所においては、3月18日（火）に、所長から全職員に対して事案の経過を説明し、再発防止策として、手帳等を受給者に手交する際に確実な本人確認等をするための作業手順を明確にした上、今後は、これに基づく対応の徹底を指示した。
- (2) 滋賀労働局においては、これまで、所長会議等あらゆる機会をとらえ、個人情報の管理の徹底について指示してきたが、本事案を受け、3月18日（火）に、各公共職業安定所長に対し、本事案の経過を周知し、改めて本人確認や作業手順の遵守など個人情報の適切な取扱いを徹底するよう指示した。